

議案番号	件名																						
提案課名	内容																						
議案第 2 1 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																						
財 政 課	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) ・ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) ・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号) <p>【趣 旨】</p> <p>介護保険法、建築基準法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、新たに手数料の項目を追加する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 別表第 2 7 号の 3 [新規追加]</p> <p>下記サービス事業者の指定の審査に関する手数料</p> <table border="1" data-bbox="459 981 1437 1496"> <thead> <tr> <th>サービスの区分</th> <th>申請区分</th> <th>金額 (円/1 件)</th> <th>申請区分</th> <th>金額 (円/1 件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)</td> <td rowspan="5">新規</td> <td>20,000</td> <td rowspan="5">更新</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td> <td>30,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>地域密着型介護予防サービス</td> <td>14,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>14,000</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 別表第 3 7 号 建築基準法第 4 8 条ただし書許可手数料に項目を追加 別表第 3 9 号の 2、第 4 0 号、第 4 6 号、第 4 8 号の 2、第 4 9 号、第 5 4 号及び第 6 1 号 文言表記の一部改正(「建ぺい率」→「建蔽率」)</p> <p>(3) 別表第 7 7 号、第 8 2 号、第 8 4 号 人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務内容の変化に伴い現行手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について改定を行うとした地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本市に規定する該当の手数料の改定を行う。</p> <p>【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日</p>	サービスの区分	申請区分	金額 (円/1 件)	申請区分	金額 (円/1 件)	地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)	新規	20,000	更新	10,000	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	30,000	15,000	居宅介護支援	20,000	10,000	地域密着型介護予防サービス	14,000	7,000	介護予防・日常生活支援総合事業	14,000	7,000
サービスの区分	申請区分	金額 (円/1 件)	申請区分	金額 (円/1 件)																			
地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)	新規	20,000	更新	10,000																			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		30,000		15,000																			
居宅介護支援		20,000		10,000																			
地域密着型介護予防サービス		14,000		7,000																			
介護予防・日常生活支援総合事業		14,000		7,000																			